

# マックス・ヴェーバーとハイデルベルク大学

——人事案件・教育活動・同僚たち—— (5)

野 崎 敏 郎

[抄 録]

1900年の推薦書において、ヴェーバーらは、若手を員内助教授として招くべきではなく、あくまでも正教授招聘が望ましいとする。またヴェーバーは、自身を嘱託教授へと配置替えするよう求める。一方ラートゲンは、反シュモラー派の強いマールブルク大学からハイデルベルク大学への移籍をつよく希望し、それに向けてプロイセン文部省のアルトホフに働きかける。この意を受けたアルトホフからの圧力を主たる理由として、バーデン政府は推薦第一位のゾンバルトを忌避して第二位のラートゲン招聘を決める。

キーワード ヴェーバー、ラートゲン、ゾンバルト、ハイデルベルク大学

## I 序

### II 1896年のマックス・ヴェーバー招聘人事をめぐって

II-1～5

以上、第39号(2004年9月刊)所収

II-6・7

以上、第40号(2005年3月刊)所収

### III 国家学・官房学部門の開講科目とヴェーバー

### IV 国家学・官房学部門のスタッフ補強の試み

以上、第41号(2005年9月刊)所収

### III (補足・訂正)

### V 1900年のカール・ラートゲン招聘人事をめぐって

V-1～3 (途中まで)

以上、第42号(2006年3月刊)所収

### V-3 哲学部の推薦書(1900年)とヴェーバーの意向(続)

この推薦書は学部長が単独で署名しており、他の選考委員の名と数はわからない。国家学・官房学部門における権限と、ここにいたるまでの経緯とを勘案すると、ヴェーバー、ゲオルク・イエリネク、学部長オットー・クルジウスの他、ディートリヒ・シェーファーも加わって推薦書を作成したのではなかろうか。経緯から考えると、さらにヘルマン・オストホフが加わってもよさそうなものだが、彼はこのとき学長を務めているので、当該案件のような学部の実務には加わっていないとみるほうが自然だろう。

この推薦書のなかで、ヴェーバーは「専攻代表者(Fachvertreter)」という三人称でしばしば言及されており、各候補者の研究業績・教育実績にたいして哲学部の下した判定が、彼の

識見・判断に依拠したものであることが明瞭である。

推薦書中の白眉は、経済学的考察法（ökonomische Betrachtungsweise）の一面的性格を論じた箇所である。ハースバッハ、ラートゲン、ゾンバルトはすでに第一級の研究者・教育者であって、甲乙つけがたい。もしも、この各候補者の研究業績・教育実績をさらに比較しようとする、当然比較のためのなんらかの尺度・基準が必要になるが、どのような基準を立てようとも、それは特定の候補者に有利に働き、別の候補者には不利に働くことにならざるをえないから、公正な比較はもはや不可能である。そもそも、こうした優れた研究者は、それぞれ独自の観点から諸事実を抽象し、また独自の概念区分を立てており、そのため、所与の歴史的事実をそれぞれのやりかたで一面的に解釈している。このように、「叙述と解釈との一面性（Einseitigkeiten der Darstellung und Auffassung）」が生じるのは当然のことであって、三人のうちのどの方法が優れているのかを論じ、判定を下すことはできない。したがって、三人の優劣を論じることを避け、たんに授業の利害——とりわけこの時点で復帰が見込まれているヴェーバーとの授業分担の利便性——というまったく実用的な観点から序列をつけるにとどめざるをえない。この議論はヴェーバーの持論以外の何物でもない。彼の社会科学論のライトモチーフが明瞭に示めされており、これは、科学論にかかわる後年の諸論文の先駆をなしている。

この箇所だけでなく、文章全体の語り口——とりわけ厳密性を重んじる表現法——、重なりあった副文、多用されるダッシュは、ヴェーバーの文章のものにかなり近似している。彼はこの時期に体調を崩し、学期末の講義遂行のために呻吟していたはずだが、病を押してこの推薦書の作成のために尽力した彼の強い責任感を感じとることができる。実際、後出の3月8日付書簡を含め、この人事のために腐心した彼は、そのあと8日間も床に伏せることになった（LB1: 255, LB2: 277）。

既述した経緯から明らかのように、推薦書中で問題になっている助教職とは、あくまでも定員内（日本流に言うと専任教員枠）で固定俸のつく員内助教授（etatmäßiger außerordentlicher Professor）のことであって、員外助教授（nichtetatmäßiger außerordentlicher Professor）のことではない（そもそも員外助教授を招くのにこのような推薦書は必要ない）。ハイデルベルク大学哲学部では、学部内の員外助教授を正教授に昇任させることはできないが、学部内の員内助教授を正教授に昇任させることはできる<sup>(1)</sup>。推薦書の最後の段落で、ヘルフェリヒを「さしあたり（zunächst）」員内助教授として招くかもしれないと述べられているのは、いったん員内助教授として招いた彼を、その後正教授へと昇任させる可能性を示唆するものである。

政府は、ひょっとすると、学部第859号布達を提示するさいに、政府側の意中の若手候補者の名を告げていたのかもしれない。推薦書の論旨の流れから判断すると、ヘルフェリヒは、政府側から告げられた候補者ではなく、ヴェーバーらが推している候補者であることが明らかだが、若手を採りたがっている政府が、キャリアの浅いこのベルリン大学私講師を採用しようとするとき、正教授は無理だろうからさしあたり員内助教授にするという方向に走ることが懸念される。これにたいして、哲学部側は、推薦書の冒頭で、いかなる場合でも正教授の招聘が適切だと釘を刺しており、かりにヘルフェリヒを招聘するにしても、正教授と

して招くのに支障はないと最後にも念押ししている。もしも27歳のヘルフェリヒをハイデルベルク大学正教授に招くとすると大抜擢だが、かつてヴェーバーは、29歳のときにフライブルク大学正教授に任命され、30歳で着任しているから、ありえない話ではない。実際、ヘルフェリヒは、2年後の1902年に、カールスルーエ工科大学から（つまり今回と同じバーデン政府から）就任要請されている（が断っている）（*Neue Deutsche Biographie*, Bd. 8, S. 470）。また彼は、1903年に、ハイデルベルク大学国民経済学・財政学第一教授ポスト人事の（つまりヴェーバーの後任人事の）候補者とされているが、このときは就任要請にいたらなかった。

哲学部側は、こうした若手招聘の可能性をしめしながらも——また員内助教授としての招聘の可能性を残しながらも——やはり「最初に述べておいた懸念」のほうが大きいとし、推薦書の最後に政府にたいしてもう一度釘を刺している。つまり、資料V-③の書簡中でヴェーバーが強調していたように、被招聘者には、国民経済学・財政学の担い手として大きな力量が必要とされ、また正教授としての招聘が望ましいのであって、若手を員内助教授として招聘するのは得策でないという見解を再度明示しているのである。

推薦書は原則として3名推薦なので、4名推薦しているのは異例である。最初に、ハースバッハ、ラートゲン、ゾンバルト、ヘルフェリヒという順序になっているのは、前三者はアルファベット順、ヘルフェリヒは別扱いにしたためだが、これはまた同時に——既述の1896年人事と同様に——年齢順にもなっている。これが偶然なのか意図的なのかはわからないが。

この4人の初期の著作は、ヴェーバーの1898年夏学期の講義資料中にすでに掲載されている（Weber 1898/1990）。1903年人事・1907年人事の候補者の著作もそうである。さらに、1896年人事の候補者クナップとビューヒャー——もちろんこの二人はヴェーバーが推挙したわけではないが——の著作もまたこの講義資料中に掲載されている。この時期のハイデルベルク大学国民経済学・財政学教授人事にあっては、すでにヴェーバーの視野に入っている人々が候補になり、また採用されている。

ヴェーバーがこのときゾンバルトの招聘をつよく希望していたことはたしかである。マリアンネは、ゾンバルトの招聘は政府によって拒まれ、ラートゲンが採用されたことを短く伝えている（LB1: 255, LB2: 277）。ホーニヒスハイムも、ゾンバルト招聘をこころみだが拒否されたと書いている（Honigsheim 1963: 224）。しかし、この推薦書を読むと、ヴェーバーが、なにがなんでもゾンバルトを招聘しようとしているのではないこと、またゾンバルト招聘のためにどんな手段を使ってもかまわないという態度にも出ていないことが明らかである。マリアンネやホーニヒスハイムは、ヴェーバーとゾンバルトとの関係を念頭に置いて——いわばバイアスをかけて——事態を把握しようとしているが、二人とも所詮部外者であり、ヴェーバーが何のために奮闘したのかを理解していない。またアーサー・ミッツマンは、マリアンネの記述をさらに曲解して、あたかもこのときヴェーバーがもっぱらゾンバルト招聘のためにあれこれ画策し、それに失敗して寝込んだかのような虚言を弄している（Mitzman 1971: 156）。

ヴェーバーは、あくまでも大学・学部の利益を最大限に顧慮して柔軟に対応しており、したがって——なるほど彼個人はゾンバルト招聘をつよく望んでいたにしても——けっしてゾンバルトにのみ固執してはいない。もしもどうしてもゾンバルトを招聘しようとするのなら、たとえばゾンバルトよりも能力の劣る人々を対立候補に並べることも考えられようが、ヴェ

ーバーはそういう策を弄していない。彼は他の優秀な研究者をも推薦し、また政府側の意向に目を配り、政府を牽制しながら、大学の利益になる人物を確実に獲得する道を提示するために心を砕いている。彼の尽力は、基本的にゾンバルト招聘のためのものではなく、大学と学部と学生、そして国家学・官房学部門の将来のためのものである。われわれ研究者は、マリアンネやホーニヒスハイムやミッツマンの思い込みに惑わされることなく、この当時ヴェーバーが書きのこし、あるいは彼がその作成に関与した書類を直接検討して、彼の実際の行動とその意図とを理解し評価しなくてはならないのである。

彼は、自分の知見の及ぶかぎりにおいて、信頼できる優秀な研究者を4名挙げたのであり、ゾンバルトの業績や教育能力をことさらに大きく見せかけることをしておらず、自身の見聞と、門下生等からの伝聞情報に依拠して、4名の候補者を多角的にかつ公平に評価しようと努めている。とくにヘルフェリヒにたいしては、年齢差・キャリア差を考慮した記述を心がけている。ヴェーバーはこうした公平無私な態度を貫いているのである。後年、彼は、大学人事のなかにさまざまな思惑が混入し、結果として人事そのものが偶然性に支配されてしまうという問題をすどく指摘している（MWGI/17: 75）。しかも彼自身が関与した人事案件にあっては、ここにみるように、ゾンバルト招聘という自分の思惑を押しとおそうとするのではなく、能力のある各候補者が正当に評価されるよう最大限に配慮している。彼は、大学問題をたんに批判するだけでなく、大学人として行動するときにもみずからの信念と規準とに従っている。かかるみごとな言行一致を、マリアンネもホーニヒスハイムもミッツマンも見逃している。

ゾンバルトの利点として、ヴェーバーと専門領域が異なるため、両者が補いあう関係に立つことができる点が挙げられており、これにたいして、ラートゲンは、ヴェーバーと専門領域が重なりあうのが難点だとされている。ここから、1900年時点におけるヴェーバーの研究者としての基本スタンスが、理論領域でなく歴史・実証・政策領域に重きを置くものだったことを確認することができる。

#### V-4 ヴェーバーと嘱託教授異動問題

ヴェーバーは、推薦書と同日付で、バーデン政府高官宛に書簡を送っている。この書簡は、推薦書と連動させて、バーデン政府にたいして望ましい対応を示唆したものである。

#### 資料V-⑥ 新任人事とみずからの処遇にかんするヴェーバーの書簡（バーデン政府高官宛，1900年3月8日付）（GLA235/3140）

ハイデルベルク，〔19〕00年3月8日

枢密顧問官殿

哲学部の報告に追加して、また拙下個人のためにも、嘱託教授職への拙下の異動が、個人的にも拙下にとっていかにもっとも望ましい解決法であるかを再度強調しないわけにはいきませんし、〔それは、〕なにか罹患しやすすいよう見せかけているからでも、学生たちにたいしてすでにそれがふさわしいと思われるからでもありません。数年で、完全に無限定

の職務活動を取りもどすことができないのなら、それではどのみち定員内の〔etatsmäßig = 専任教員としての〕使役からの免官願を拙下はふたたび取りあげることになるでしょう。拙下がこれを引き合いに出すのは、拙下の希望をはるかに超える貴省のご厚情に接して、なお個人的な請願をなすためではなく、私共の〔=哲学部の〕招聘問題の処理が、拙下への顧慮から、現在推移中のものとは別様になることを拙下はいかなる場合にも欲しないからであります。——ところで、たとえ、大公国政府が、ひょっとすると私共が指ししめした若手〔=ヘルフェリヒ〕の招聘を決定するとしても、すでにいま、あるいは拙下が後に不在になっているあいだ、他の若手に正教授職を提供するかもしれない必要に迫られて、その人物によって（ギーセンの欠員ポスト<sup>(2)</sup>）招聘はきわめて容易に達せられるかもしれませんが。また拙下は、自分のポストをいかなる場合でもこのために供してきました。拙下からの意見表明を顧みますと、フォン・ウィリッポヴィチ教授<sup>(3)</sup>はいまのところヴィーンを去るつもりはないと言明なさいましたし、そのほか私共が全員一致してなした決定に付けくわえるのに適することはもちろんなにもないことを申しのべつつ、  
閣下に心からのご挨拶をもちまして

敬意を込めて 真に恭順なる  
マックス・ヴェーバー

ヴェーバーは、この書簡のなかで、嘱託教授への異動について「再度」強調している。したがって、この書簡に先立って、嘱託教授案への第一回目の意向表明があったはずである。1月7日付退任（降格）願においては私講師への降格を希望していたが、その後、おそらく彼と大学と政府とのあいだで協議・検討がすすめられた結果、彼は、むしろ嘱託教授への任用によって事態を収拾すべきだという結論に達し、その意向をこの書簡中で再度表明したのであろう。なぜ嘱託教授への異動が望ましいのかというと、次のような事情があるからである。

もしもヴェーバーを私講師に降格させると、その後彼を正教授に再昇任させることは困難になる。なぜなら、ハイデルベルク大学哲学部にあっては、私講師や員外助教授から正教授への学部内昇任を原則として認めていないからである。もしも降格後にヴェーバーを正教授に再昇任させようとすると、政府・大学特別評議会・学部の三者間で面倒な手続きを経なくてはならない可能性が高い。こうした難点があるので、政府と大学はこの降格案に難色をしめしている。そこで有効な打開策として浮上するのが、彼を嘱託教授に任命する案である。

この案を理解するためには、当然「嘱託教授 (Honorarprofessor)」とは何かを知らなくてはならない。ところが、日本では、これまでこの嘱託教授がどのようなポストであるのかがほとんど知られていなかった。しかも、1903年に実際に嘱託教授になるヴェーバーは、他の嘱託教授たちとは際立って異質の存在である。したがって、嘱託教授一般について理解するのみならず、ヴェーバーは嘱託教授としてどのような特殊な位置づけを与えられているのかをみておく必要もある。そこでつぎに節を改めてこれについて吟味しよう。

## V-5 嘱託教授の性格とヴェーバーの地位

### V-5-1 嘱託教授の基本性格（第一・第二類型）

Honorarprofessor は、辞典では「名誉教授」（『相良大独和』『独和言林』）「非常勤（客員）教授」（『アクセス独和』）「(学問的業績により講義を委嘱された) 非常勤教授」（『クラウン独和』第3版）等の訳語が与えられている。このうち、古い辞典、および大久保和郎訳『マックス・ウェーバー』他の多くの伝記記述に記されている「名誉教授」は、日本の退職した教授に与えられる称号を連想させるので、たいへんまずい。Honorar は「講師報酬」を意味するのであって、この語に「名誉」という意味はない。また Honorarprofessor と退職教授（emeritierter Professor）とは別物である。

これにたいして、「非常勤教授」「客員教授」は、多くの Honorarprofessor の実態をよく言いあらわしているが、当のヴェーバーの実態にかんしては、それをうまく言いあてておらず、またヴェーバーの他にも「非常勤」とも「客員」とも呼びがたい事例がある。本稿では、Honorarprofessor の多様性を考慮して、これに「嘱託教授」という訳語を与えている。Honorarprofessor の職務は、委嘱された講義を遂行することにあるからである。

嘱託教授の事例としてもっとも多いのは、バーデン政府等の官職にある者が、在職のまま副業的に（nebenamtlich）ハイデルベルク大学の教壇に立つ場合（第一類型：客員教授）と、ハイデルベルク大学教授職から引退した者が、正嘱託教授（ordentlicher Honorarprofessor）として、ひきつづき大学から委嘱された講義をおこなう場合（第二類型：退任残留嘱託教授）とである。この二者についてとくに説明の必要はなからう。

### V-5-2 嘱託教授の実態①シュテンゲルの事例（第三類型）

このいずれにも当てはまらない嘱託教授もいる。第三類型として、正教授採用予定者を、便宜的に嘱託教授に就ける場合がある。政府の意向で正教授に就かせたい人物がいるけれども、年齢が若い、あるいは業績・教育歴が足りない等の事情で、まだ正教授に就かせるのにいくらか無理がある場合に、まずその人物を嘱託教授として採用し、キャリアを積ませた後で正教授に任ずるケースである。この場合、その人物を私講師や員外助教授として採用してしまうと、ハイデルベルク大学哲学部のように、私講師・員外助教授から正教授への学部内昇任を原則として認めていない学部の場合、正教授への道が絶たれてしまうので、これを避け、正教授と同格とみなされている嘱託教授職を利用するのである。これに該当するのがアードルフ・シュテンゲル（1828-1900）のケースである。

シュテンゲルはカールスルーエ工業高等専門学校農業専門校の教授であったが、1872年に同校が廃止されてハイデルベルク大学に吸収統合されたさい、嘱託教授としてハイデルベルクに着任し、哲学部内に新設された農業部門に配属された。このとき彼がすぐに正教授になることができなかつたのは、こうした経緯で突然学部内に新部門が組みこまれ、同時に横滑り式に教授がやってくることにたいして哲学部側が反発したためである。そのことは、2年後に彼を正教授に推薦する哲学部の申請書にしめされている。1874年1月9日付特別評議会宛申請書において、哲学部長オットー・リッベック（1827-98）は、シュテンゲルにたいする

2年前の哲学部の態度と今回の態度とについてつぎのように弁明している (GLA76/10068)。

かつて本学部は、教授シュテンゲル氏を本学部の正教授構成員としてただちに受け入れることを勧めるのにある種の危惧を抱いたのではありますが、大学教師としての同氏の成果によって、また同氏の人格から受ける印象によって、とりわけ同氏が、自分はその昇任のためにもっぱら大学の職務と学問的職務に専念するだろうと断固として確約なさいましたので、本学部はいまやその危惧を払拭いたしました。

このような釈明的記述が必要だったのは、1872年時点におけるシュテンゲルにたいする哲学部の拒否反応と、1874年における哲学部のシュテンゲル受容とを両方とも正当化するためである。リッベックは、「ある種の危惧 (gewisse Bedenken)」という表現によって事態を取りつくりつつある。ここから明らかなように、1872年に哲学部側の抵抗に遭ったバーデン政府は、学部との妥協を案じ、正教授職の代用として嘱託教授職を利用し、この地位をもってシュテンゲルをひとまず哲学部内に押しこみ、その後の推移をみていたのである。哲学部が、彼のポストを正教授ポストとすることに難色をしめしたため、1872年から1874年までの彼は試用期間に置かれていたのであり、この嘱託教授ポストは永続的なものではなく、取り消し可能な性格のものだったのである。しかし彼は、このリッベック文書に表されているように、2年後には哲学部から認められ、学部からのこの申請によって首尾よく正教授に就任している。

#### V-5-3 嘱託教授の実態②レフマンの事例 (第四類型)

嘱託教授の第四類型として、員外助教授よりも受講料が高く、またその地位が正教授と同格とされている嘱託教授職に就かせることによって、対象者の収入と地位とを引きあげようとする場合がある。ザロモン・レフマン (1831-1912) のケースがこれに該当する。

比較言語学者レフマンは、1866年にハイデルベルクで教授資格を取得し、1870年から員外助教授として教鞭を執っている。しかしユダヤ人であるため、他大学からの招聘はなく、員外助教授のまま時を重ねていく。彼が70歳を迎えたとき、哲学部は、多年の功績を認め、彼を嘱託教授にするよう特別評議会を通じて政府に提案し、承認されている。このとき同僚のオストホフが尽力したことを書類から確認できる。そして1908年に、彼は正嘱託教授になっている (GLA235/2226)。これは、嘱託教授への任用とは異なり、称号 (地位) と講義をする権利との授与である。要するに、彼はこのとき嘱託教授から退任して、第二類型の退任残留嘱託教授という負担の軽い職に配置替えされたのである。

#### V-5-4 ヴェーバーを嘱託教授に任ずる狙い

第三類型のシュテンゲルの事例と第四類型のレフマンの事例をみると、嘱託教授職は、さまざまな事情に対応させることのできるワイルド・カードのような便宜的ポストだったことがわかる。そして1900年春の時点に戻ると、ここで検討されているヴェーバーのケースは第二類型と第三類型との混合だと考えられる。つまり、彼が正教授から退任しても、今後も健

康等の条件が改善されれば教壇に立つことができるように、正嘱託教授の地位を与えることが検討されているのである<sup>(4)</sup>。正嘱託教授は、講義をする権利を有する一方で、講義をする義務を負わない。なぜなら大学予算による俸給を受けないからである<sup>(5)</sup>（Jellinek 1908: 56）。しかも、シュテンゲルのように、嘱託教授から正教授への任用もありうるので、もしもヴェーバーが完全に恢復すれば正教授に復帰できる地位でもある。このように、大学と政府は、将来彼がハイデルベルク大学あるいは他の大学の正教授に復帰する可能性を視野に入れている。

こうした狙いから、ヴェーバーを正嘱託教授に任ずることを考慮しつつ、もう一方では国民経済学・財政学第二教授ポスト（または員内助教授ポスト）を設置し、その新任教授の獲得をめざすのが、哲学部とバーデン政府とがこのときみいだした打開策だったのである。

#### V-6 1900年春の人選過程

すでに訳出した1900年3月の推薦書はきわめてヴェーバー色の濃いものである。そして人選は、事実上ゾンバルトとラートゲンとの争いになった。

ヴェーバーは、フライブルク時代から、つねにゾンバルトに高い地位を与えようところろみている。ヴェーバーがフライブルクからハイデルベルクに転任するさい、フライブルクの後任人事において彼が推薦したのはゾンバルトであった<sup>(6)</sup>。またヴェーバーは、おそらくベルリン時代にラートゲンと知りあったと推測され<sup>(7)</sup>、1893年3月の社会政策学会ベルリン大会においてヴェーバーがおこなった東エルベの農業問題にかんする報告にたいして、ラートゲンは好意的な評価を与えている<sup>(8)</sup>。また、同年10月の福音社会会議ベルリン講座に、二人とも講師として招かれている<sup>(9)</sup>。こうしたなかで、二人は親交を深めていったのであろう。

1900年3月14日に、大学特別評議会は、哲学部の推薦書にたいして全面的な同意を与えることを本省に報告し、政府はこれを15日に受理している（GLA235/3140）。政府はそれからあまり日を置かずにラートゲンの招聘を決め、彼にたいして3月24日付で就任要請の書簡を送っている。それにたいするラートゲンの返書は3月27日付である（後出）。つまり、推薦書を提示されたバーデン政府は、第一位であるゾンバルトに話を持ちかけることなく、彼を忌避して第二位のラートゲンを招くという判断を下したのである。これについて、ゾンバルト自身が4月9日付プレントナー宛書簡のなかで言及している。このときすでにハイデルベルクの第二教授人事がラートゲンに内定したことを知らされていたゾンバルトは、「ラウトクニースのポスト<sup>(10)</sup>」へのラートゲンの招聘を、自分自身の急進的な社会政策思想への逆風の一例としてとらえている（Lenger 1994: 116）。つまり、ゾンバルトは、社会政策の見地において急進的すぎないラートゲンのような人物ばかりが優遇されるという現状を嘆いているのである。

たしかに、ラートゲンは、マンハイム財界の意向に添う人材として期待されたと思われる。また、ゾンバルトがブレスラウ大学の員外助教授であるのにたいして、ラートゲンはすでにマールブルク大学の正教授であり、大学評議員でもあり<sup>(11)</sup>、同大学に国家学ゼミナールを創設するなど<sup>(12)</sup>、行政手腕も認められる。さらに家柄と人脈も申し分ない<sup>(13)</sup>。これは人事考査において小さくない要素である。バーデン政府としては、ヴェーバーを慰留しつつも、彼が



退任する可能性を視野に入れ、ハイデルベルク大学において国民経済学領域を發展させ、かつ産学協同をすすめるには誰が適任かを考慮しなくてはならないから、バーデン政府側の目に映った人物像を勘案すると、人望・経験・家柄といった点で、現職教授のラートゲンを選択するのが手堅い現実的な判断だったのはたしかである。この解釈によって、この人事にたいするバーデン政府の対応に筋の通った説明を与えることができたかのようにみえる。だが、これは副次的な理由にすぎない。バーデン政府がゾンバルトを忌避した主要な理由は別にある<sup>(14)</sup>。

ゾンバルトのハイデルベルク招聘は、彼自身の解釈ではその思想性ゆえに阻止されたことになるが、じつは、このことは——たしかに思想性や立場とかかわりがあるけれども——まったく別の事態によって方向づけられていた。またそのことは、急進的すぎないラートゲンのような人物がかならずしも優遇されていたわけではないことをもしめしている。この人事にあっては、部外者には想像もできない裏事情が決定的な規定要因になっており、それをヴェーバーもゾンバルトもマリアンネも知らずにいたのである。問題はハイデルベルクではなくマールブルクにあった。その事情は、この事態をラートゲン側からみたときにはじめて理解できる。そこで、以下に、ラートゲン側から、招聘にいたる経過を辿ってみよう。

#### V-7 ラートゲンとアルトホフの意向と裏工作

マールブルク大学教授ラートゲンは、かなり以前から、他大学への転任をつよく希望していた。もともと彼をマールブルク大学に任じたのは旧師アルトホフである。ラートゲンは、1877年から1879年にかけての三学期間、シュトラースブルク大学で学んでおり、このとき、彼の義兄グスタフ・シュモラー<sup>(15)</sup>とともに、同じ法学・国家学部で教鞭を執っていたのがアルトホフであった(担当はフランス法等)。その後ラートゲンは、シュモラーの勧めで渡日し、東京大学および帝国大学に8年間勤めるとともに、滞日中の1887年からドイツ外務省の任務を負託され、1890年に帰国するさいには、駐日公使ホルレーベンの推挙によって、教授資格請求論文の公刊とベルリン大学私講師への就任とが約束されていた。ホルレーベンは、この件について、わざわざ宰相カプリヴィに宛てて推薦状を書いている(野崎敏郎 2005: 173-174)。しかも帰国時には、シュモラーは転任先のベルリン大学で、アルトホフも転任先のプロイセン文部省で、それぞれ地歩固めをなし、いわゆる「アルトホフ体制」がすでに確立されていた。シュモラーとアルトホフ、さらにホルレーベンとカプリヴィという最強のパトロンたちの支持のもとで、ラートゲンは新たにドイツでキャリアを積んでいく。

彼は教授資格請求論文を完成させ、ベルリン大学私講師として、ドイツにおける教職キャリアを開始する。ベルリンでは、彼の専門である貿易論・植民政策論とならんで、東アジア論も講じており、またシュモラーのゼミの助手を務めていた。マールブルクへは、交換教授として渡米するヘルマン・パーシェ(1851-1925)の職務代行のために、1893年に員外助教授として赴任し<sup>(16)</sup>、翌年、員内助教授ポストに就き、さらに翌1895年に、前年死去したヨハン・カール・グラザー(1814-94)の後任として正教授になっている(野崎敏郎 2005: 178-179)。

ここまでは順風満帆のようにみえる。ところが、マールブルク大学のなかには反アルトホフ・反シュモラーの気風があり、それはラートゲンにたいする軽視として表面化する。具体的には、国民経済学ないし国家学領域にたいする財政的冷遇であり、また反シュモラーの旗

手ゲオルク・フォン・ペロウによるラートゲン貶価である。

ラートゲンは、アルトホフに宛てた書簡のなかで、マールブルクの実情と彼の心情とを明かしているのだから、ここではまず——後出の史料と順序が前後することになるが——ラートゲンのアルトホフ宛書簡を二通紹介する。

この人事から2年さかのぼる1898年4月8日付ラートゲン宛書簡（現物は未発見）において、アルトホフは、ラートゲンの転任先としてグライフスヴァルト大学およびケーニヒスベルク大学の国家学教授ポストを確保し、打診しているが、ラートゲンは、4月13日付アルトホフ宛書簡において、このいずれかの大学への就任を謝絶している。その理由は、「マールブルクと比較して、両大学ともあまり魅力的に思われないから」である。自分がマールブルクから離れようとするのはそもそも「不本意（ungern）」なことであって、マールブルクよりも秀でた活動場所が得られるか、あるいは相当な収入増が見込まれる場合しか動かないと彼は明言している（DZA/Rep.92/149/2）。

ラートゲンが、せっかくマールブルク大学正教授になりながら、なぜ3年後に「不本意」ながらもマールブルクを離れたがっているのか、またなぜアルトホフの手を煩わせてまで他大学ポストを探しているのかは後述するが、もしもマールブルク大学と同等以下の大学へと転任すると、それは傍目からみてマールブルクからの逃走ないし敗走と映るから、ラートゲンからすれば、沽券にかけてもこれはできない。マールブルクの反シュモラー派を見返すために、転任は、あくまでもマールブルクよりも高いランクにある大学への栄転でなくてはならず、またそのさい待遇の大幅な向上が実現されなくてはならないのである。その決意がこの書簡から滲みでている。そしてこのとき、彼が、グライフスヴァルトやケーニヒスベルクでは満足のいくステータスは得られないと判断したのでにたいして、彼の条件を十分に満たすのが、この2年後に声をかけてきたハイデルベルク大学だったのである。

ハイデルベルク行きが内定した1900年4月9日付——ゾンバルトの書簡（前出）と同一日付——アルトホフ宛書簡のなかで、ラートゲンは自分の意向と心情をつぎのように率直に語っている。

資料V-⑦ ラートゲンの書簡（アルトホフ宛，1900年4月9日付）<sup>(17)</sup>（DZA/Rep.92/149/2）

ヴェイトー<sup>(18)</sup>（スイス），1900年4月9日  
ホテル・シヨン

親愛なる局長殿

今月6日のお便りにたいしまして、心より感謝申し上げます。万が一マールブルクにとどまるつもりがあるか否か、またその場合にはどのような条件でかとお水を向けられましたのには少々驚きました。しかしながら、入念な熟慮ののちに、ハイデルベルクへの招聘を受諾するために述べる実際上の理由をやはり決めておくのが適切だと思われまふ。私は自分の義務のためにこのことを貴官にまったく率直に説明するのが有益です。それはもう恩知らずになってしまいたくありませんから。

ハイデルベルクの件が有している非常に優れた点をまったく顧慮しないまま、マールブ

ルクのいくらかくだらない諸事情に向きあって、マールブルクにおける私の教育活動のための諸条件は、最初の頃のような好ましい発展を続けてはおりません。国民経済学者なるものは、第一に法学者および歴史学者との協働を頼みとしております。前者にかんしましては、ここ何年かの身の回りの変化の後、とりわけウッペローデ<sup>(19)</sup>の死後、私の専門にとって、どうみても正教授のうちのひとりしか協働者がみつかりませんし、理解し、励まし、支援してくれる者は皆無です。

歴史学者のなかでは、私にとって、近代史学者との交流がとくに重要です。フォン・ペロウ氏は、たしかにこの領域のナウデ<sup>(20)</sup>の後任です。〔しかし〕彼の活動領域はこれとはちがいます。同僚として、彼がいかに気を滅入らせる存在であるかは、貴官をご存じでしょう。また、私の教育活動においても、彼による支障があるのを感じています。ペロウがマールブルクに着任してからすぐに、歴史学の学生たちが私の演習からいなくなったことは、厳密に証明はできないにせよ、やはりたしかに因果関係があります。たとえば、ときおりヴェンク<sup>(21)</sup>にたいするペロウの振る舞いぶりはよく知られるようになっており、それはすくなくともこうした関係でありそうなことです。

マールブルクにおける国家学ゼミナールの設置の取り扱いにたいする私の気持ちをやっとな吐露することができます。この設置は1893年に約束されていました。〔しかし〕実際に認可されるまでに6年かかり、それから一部門のために年予算総額300マルクが認可された〔にすぎず、話になりません〕。というのは文献が年々とんでもなく値上がりしつづけているからです。必要とする雑誌類をまったく購入できません。この300マルクの指示のうちに存する私の学問と私の教育活動とにたいする軽視が私の感情をひどく害したことを、言わずにおくことはできません。

こうした事情の一切切を勘案すると、ハイデルベルクに行って事態を改善することを望みます。しかし、希望をもって結論づけるなら、後年ふたたびご厚情あるご配慮が私をプロイセンに連れもどすと考えることはたぶん厚かましいことではないでしょう。

愚妻から貴官へよろしくとのことで、また奥様にもよろしくとのことです。

敬具

真に恭順なる

カール・ラートゲン

ラートゲンはアルトホフから1900年4月6日付書簡を受けとっている（現物は未発見）。それへの返書が当該書簡である。「ここ何年かの身の回りの変化」とは、直接には歴史学者ナウデと法学者ウッペローデの死を指しており、この二人の同僚があいついで亡くなり、ラートゲンは学内で孤立しつつあった模様である。またこの時期（1896年、97年、98年）には三人の娘が生まれており、生活を切りまわしながら、国家学ゼミナールの開設に向けて孤軍奮闘しているラートゲンの姿を彷彿とさせる。そして、彼がマールブルクに見切りをつけた決定的な理由が、国家学ゼミナール開設にたいする大学の冷淡さであったことがわかる。

ナウデと同一年のゲオルク・フォン・ペロウ（1858-1927）は、シュモラーの功績をほぼ全面的に否定しており、もっとも強硬なシュモラー批判者のひとりである（Below 1904）。彼は

ミュンスター大学の教授だったが、ナウデの後任として1897年4月にマールブルク大学に赴任し、シュモラーの義弟ラートゲンに敵対的な態度をとっている。ナウデがアルトホフの専断人事によってマールブルクに押しこまれたのにたいして、ペロウの招聘はマールブルクの反シュモラー派による巻き返し(報復人事)だったと解される。このことと、大学にたいするラートゲンの要望が等閑視されつづけたこととは、マールブルクにおける反シュモラー・反アルトホフの気風の強さを物語っている。

このペロウとの確執はなんとも陰湿である。これにたいしてペロウ側の言い分を聞きたいところだが、関連史料をいまのところ見出していないので、ここではラートゲンの言い分にもとづいて吟味するにとどめざるをえない。ラートゲンが国家学ゼミナールを発足させるために尽力したのは、ペロウの嫌がらせに対抗して、国家学それ自体が組織体として独立した財政基盤をもつために、どうしても必要なことであった。しかし、彼自身はそれに参画することなくマールブルクを去る。それは、こうした異常事態を反映していたのである。

当該書簡から、この人事にたいするアルトホフの介入スタンスを知ることができる。書簡中には、これを読みながらアルトホフが引いたと思われる線が遺されており、それは、ハイデルベルクに移りたいとする箇所、マールブルクで孤立しつつあるとする箇所、ペロウの振る舞いにかんする箇所、国家学ゼミナールにたいする大学の冷遇にかんする箇所、将来プロイセンに復帰したいとする箇所等をチェックしている。アルトホフは、ラートゲンを引きとめつつも、ハイデルベルクへ(つまりバーデンへ)流出させるのはもはややむをえないとも考え、いずれは彼をプロイセンに呼びもどすつもりでいる。またマールブルク大学にたいして、あるいはペロウにたいしてなんらかの報復を考えているともみてよからう。

事実、ラートゲンがマールブルクを後にした一年後、今度はペロウがマールブルクからテュービンゲン(つまりヴェルテンベルク)へと転じている。その理由については未調査であり、これは通常の割愛人事にすぎないのかもしれないが、ペロウがプロイセンにいられないようにアルトホフが圧力をかけた可能性も考えられる。ペロウは1905年にフライブルク(つまりバーデン)に転じており、その後最後までプロイセンに戻ることはなかった。

1900年のラートゲンに戻ると、彼は、遅くとも3月下旬からベルリンに滞在しており、国立公文書館で仕事をしている(すでに冬学期は終わっている)。おそらく文書調査のかたわら、プロイセン文部省にも通い、アルトホフとともに、転出先についてあれこれ画策していたのであろう。そして3月27日付で、バーデン政府高官に宛てて書簡を書いている(GLA235/3140)。発信地はベルリンである。この書簡は、バーデンからの3月24日付書簡(現物は未発見)にたいする返書である。かいつまんでその内容を紹介する。まずバーデン政府とハイデルベルク大学哲学部への謝意が表されている。したがって、3月8日付で哲学部から本省に提出された推薦書における順位にもかかわらず、バーデン政府が第一位のゾンバルトを飛ばして第二位のラートゲンに話を持ちかけてきたのがこの3月24日付書簡だったことがわかる。カールスルーエとベルリンとのあいだのこうした経緯からみると、バーデン政府が第二位のラートゲンを優先させたのはアルトホフからの圧力によるものと判断してまちがいあるまい。

ラートゲンは、27日付返書中で、マールブルクにおける待遇に満足しているとしながら、

「あまり満足できない俸給状況を除いて」と留保し、つぎのように記している。

近いうちにマックス・ヴェーバーがすっかり恢復し、その教育活動を再開するであろうことを私が切に希望していることにご留意くだされば幸いです。ヴェーバーのような高く評価する同僚とともに働くことができるなら、じつに好ましいことですし、〔ヴェーバーと受講生を分けあうため〕受講料の減少が予想されるとしても、それはそれで好ましく感じます。私にとって決定的な点は、それゆえ、この点で私をつなぎとめ、私のいまの地位を放棄させるだけの俸給を大公国政府が確約するかどうかであるにちがいないでしょう。

ペロウとの確執や国家学ゼミナール開設等の問題についてはいっさい口をつぐんで、マールブルク大学に満足しているとし、ひたすら俸給問題に議論を集中させるというなんと老獪な書簡であるが<sup>(22)</sup>、彼はこの書簡中で「家父 (Familienvater)」としての矜持と責任についても語っていることから、妻と3人の幼い娘を抱え、家族のためになりふり構わずに待遇改善を画策する家庭人ラートゲンの姿も垣間見える。前述のような事情から、マールブルクにおける彼の境遇はじつは絶望的なものであり、研究・教育活動のための資金にも窮していたことが明らかで、おそらく自腹を切って研究用の図書を購入せざるをえず、生活も楽ではなかったことであろう (もっとも、その割にはスイスの景勝地を訪れているのであるが)。彼は、この書簡の最後と、3月29日付の短い書簡 (GLA235/3140) とにおいて、バーデン政府高官を表敬訪問したい旨を書き、約束を取りつけている。

4月6日付アルトホフ書簡は、このバーデン政府高官への表敬訪問によって首尾よく事が運んだことを受けて、アルトホフが再度ラートゲンの意向を確認したのものであろう。またもうひとつ見逃すことができないのが、アルトホフがラートゲンの翻意を促していることである。つまり、アルトホフは、バーデン政府に圧力をかけてゾンバルトを忌避させ、ラートゲンへの招聘状を出させておきながら、今度はそのラートゲン招聘を潰しにかかっているのである。アルトホフの助力でバーデンからの招聘に漕ぎつけたラートゲンが、4月6日付書簡のこの件<sup>くだり</sup>を読んで驚いたのは当然である。

アルトホフのこの奇妙な言動は、バーデンの大学行政官アルンスベルガーとプロイセンのアルトホフとのあいだの長年にわたる確執を念頭に置くと理解できる<sup>(23)</sup>。アルトホフは、ゾンバルト招聘もラートゲン招聘も潰し、ハイデルベルク大学が第三位のハースバッハを招聘せざるをえない状況に追いこみ、これによってアルンスベルガーの面子を潰そうとしているのであり、その策謀によってラートゲンは翻弄されているのである。

しかしラートゲンもしたたかである。彼は、4月21日付バーデン政府高官宛書簡において、カールスルーエにおける表敬訪問から帰ってきて、「最終的なご返答をするのにもはやためらうことはなくなりました」と書きながら、同時に、プロイセン文部省から「どのような条件でならマールブルクにとどまるのか」と言われたので、ハイデルベルクへの移籍は「容易ではありません」とも書き、ハイデルベルクへの招聘条件の向上を要求している (GLA235/3140)。なんとアルトホフからの書簡をも賃上げ交渉の材料に使っているのだ

る。

ラートゲンとアルトホフのこうした言動は、いささか子供じみているようにもみえるが、1900年という時点におけるシュモラー周辺の人々の置かれていた状況とその心情とを知ろうと、ひとつの参考資料になりうるであろう。そしてこうした動きにたいして、ヴェーバーは、つぎにみるような峻厳な批評を与えている。

（第V章未完）

〔注〕

- (1) 現に、ヘルマン・オストホフは、1877年春に、ハイデルベルク大学哲学部に員内助教授として招かれた後、翌年には正教授へと内部昇任している（GLA76/10018）。
- (2) 長年にわたってギーセン大学の国家学・官房学部門を担ってきた経済学者はエティエンヌ・ラスパイレス（1834-1913）であったが、彼はこの1900年に退任する。ギーセン大学の開講予告科目一覧によると、ラスパイレスは1900年夏学期までその職にとどまっているから（VVG, Sommerhalbjahr 1900）、ヴェーバーがこの書簡を書いているのは、ラスパイレスの後任選考がすすめられていた時期であろう。このカッコ書きから、ラスパイレスが退任する模様だという情報はすでにヴェーバーにも伝わり、その後任をどうするのが経済学者たちのあいだで話題になっていたことがわかる。ヴェーバーの書簡中には唐突に「ギーセンの欠員ポスト（Vakanz in Gießen）」とだけ書かれており、その意味するところはもはや後世のわれわれにはわからなくなっているが、ギーセンにおけるラスパイレスの後任選考過程において、おそらくヘルフェリヒあるいは他の若手の名が浮上していたであろう。しかし結局後任は当時39歳のマグヌス・ビエルマー（1861-1913）に決まったから、やはり若手は回避されたことがわかる。このギーセン人事についてはこのバーデン政府高官の耳にも入っており、そこで、ヴェーバーは、ギーセンのケースをいわば他山の石としてこの高官にしめしたと想定すると、〈安易に若手に飛びつくのは考えものだ〉というヴェーバーの論旨とじっくり結びつく。彼は、ヘルフェリヒをも推薦しつつも、ヘルフェリヒの招聘を第一に考えるのは得策でないとして政府高官に忠告しているのである。ヴェーバーの周到な配慮と慧眼ぶりを窺うことができる。
- (3) オイゲン・フォン・フィリップヴィチ（1858-1917）は、1885年から1893年までフライブルク大学に勤務しており、バーデン政府とはすでにコネがある。ヴェーバーがフィリップヴィチにハイデルベルクへの転任を打診したのは、バーデン政府の意を受けてのことだったのかもしれない。なお、フィリップヴィチが1893年にウィーン大学へと転じたあとのフライブルク大学の後任はヴェーバーその人であった。
- (4) しかしその後実際に正嘱託教授になったヴェーバーの講義実態はどうだったかという点、無である。彼は正嘱託教授として講義をする権利を長年保有していながら、その間ついに一度も教壇に立たなかった異色の存在である。ここにはひとつの謎がある。彼は、1903年に正教授を退任する直前まで、なんとかして教壇に復帰しようと力を尽くしている。ところが、1903年に正嘱託教授になってからは、一転して教壇に復帰する意欲を失ったかのような印象を受ける。そして教壇復帰は、ハイデルベルク大学における正嘱託教授としての復帰ではなく、1918年夏学期に、ウィーン大学における勤務として遂行されるのである。前述のように、正嘱託教授の地位は、あくまでも講義をおこなうために付与されたものである。講義が義務ではないとはいっても、正嘱託教授が講義を付託された存在であることに変わりはない。それにもかかわらず、ヴェーバーは延々と正嘱託教授の職務を放棄しつづけたのである。こうした問題については、本稿を閉じるときにあらためて言及することにしたい。
- (5) これにたいして、私講師と員外助教授は、大学予算による俸給がないにもかかわらず講義の義務を負う。また員内嘱託教授（このポストの詳細は未調査）・員内助教授・正教授は、俸給を受けるので講義の義務を負う。要するに、講義の権利があつて義務がないのは正嘱託教授だけであり、ヴェーバーとバーデン政府はここに目をつけたのである。
- (6) このときフライブルク大学が作成した推薦書草稿における被推薦者は、第一位ゾンバルト、第二位カール・ヨハネス・フックス（1865-1934）、第三位ヴァルター・ロッツ（1865-1941）である。と

ところが、この推薦書はバーデン政府に提出されなかったと思われる。そのあたりの事情は拙著中に記しておいた(野崎敏郎 2005: 195)。結局ヴェーバーの後任として採用されたのはフックスである。

- (7) ヴェーバーは『ローマ農業史』によって、ラートゲンは『日本の国民経済と国家財政』によって、ほぼ同時期にベルリンで教授資格を得ており、同じ1892年夏学期から、ヴェーバーは法学部で、ラートゲンは哲学部で講義活動を開始している。二人が知りあったのはこの頃だろうと思われるが、詳細はわかっていない。
- (8) これについては長妻廣至の論稿を参照(長妻廣至 2004: 179-180)。
- (9) ベルリン講座の講師と論題と講義回数は以下のとおりである。シュティータ「産業政策」(8回)、ヴェーバー「農業と農業政策」(8回)、ラートゲン「商業」(4回)、オルデンベルク「ドイツの労働運動」(4回)、クーレマン「ドイツの社会立法」(4回)、ヴァーグナー「国民経済学の諸要素」(回数不明)。講義レジュメ集には、6名の講師がこの順番に(1から6まで番号を付されて)記載されている(*Grundriß zu den Vorlesungen im Evangelisch-Sozialen Kursus zu Berlin, Oktober 1893*. Berlin: Druck der Vaterländischen Verlags-Anstalt)。
- (10) 既述のように、ラートゲンが招聘されたのは新設されたポストであって、ラウのポストでもクニースのポストでもない。またラウとクニースとのあいだにもポストの継承関係はないので、この点でもゾンバルトのこの発言は事実と反している。
- (11) マールブルク大学のような小規模の大学においては、評議会は正教授全員によって構成されていた。当時、同じ哲学部からの評議員として、コーエン、ナトルプ、ペロウらが名を連ねている(CdUM 1897/98)。ラートゲンとペロウとの確執については後述する。
- (12) マールブルク大学『学事年報』には、1900年11月の国家学ゼミナール開設にさいして、ラートゲンが特別な計らいをしたことが特記されている(CdUM 1900/01: 70)。しかし彼自身はこれに参画することなくハイデルベルクへと去った。その理由については後述する。
- (13) ラートゲンの父ベルンハルトは法律家で、シュレースヴィヒ=ホルシュタイン臨時政府の法務大臣、プロイセンの最高裁判所判事、ヴァイマルの枢密参事官等を歴任した。母方の祖父は、歴史学者でありシュタイン改革の助力者でもあったバルトホルト・ゲオルク・ニープールである。ラートゲンの伯父マルクス・ニープールはプロイセン内閣の敏腕官僚として知られていた。ラートゲンの両親の経歴については拙著中に略述した(野崎敏郎 2005: 39-48)。
 

官吏である大学教授の縁者は、雇用時にチェックされている。バーデン政府に提出されたラートゲンの身上書には、父ベルンハルトの階層が記されており、また岳父カール・ミュラーが陸軍大佐であったことも記載され、ラートゲンの3人の娘の名と生年月日も記されている。父や岳父や子にかんする項目が最初から書類中に指定されているのである(GLA235/2404)。
- (14) 本稿(1)(本誌第39号)において、ゾンバルトに依拠して、「というのは、4年後の1900年の人事では順位つき推薦になっており、しかも政府は、思想性等を理由として第1位の候補を忌避しているからである。」と書いているが(60頁)、その後の史料調査により、第1位の候補(ゾンバルト)を退けた主たる理由は別にあることが判明したので、この文を削除する。筆者がこれまでに目にしたいいくつかの人事例のなかに、政治的ないし思想的理由で忌避されたと思われるケースはたしかにあるし、このケースでも副次的理由はそれだったと考えるが、それは決定的な理由ではなかった。
- (15) シュモラーは、赴任先のハレ大学の同僚ローベルト・オルスハウゼン(1835-1915)の紹介で、オルスハウゼンの妻の妹ルーツィエ・ラートゲン(1850-1928)と知りあい、1869年4月6日にヴァイマルで結婚している。ルーツィエがローマ史学者ニープールの孫であることが、シュモラーの彼女にたいする最初の関心であったらしい(Hintze 1919: 382)。結婚当時、妻ルーツィエの弟カールは12歳であったから、彼は少年時代から義兄の思想的影響下にあったと推察される。なお、オルスハウゼン家とラートゲン家との関係は1848年革命以前にさかのぼる親密なものであり、それは拙著中に略述した(野崎敏郎 2005: 42-44, 47, 62-64)。
- (16) この員外助教授ポストはこのとき新設されたものであり、アルトホフが、ラートゲンのためにわざわざこのポストを設置したことが明らかである(Gundlach 1927: 436, 442)。
- (17) この書簡はすでに拙著中に訳出したものだが(野崎敏郎 2005: 243-244)、その後判読の誤りをみつけ、それによる文脈理解上の勘違いもあったので、ここに訂正・再訳する。

- (18) Veytaux はモントルーの地名, つぎにしめされているホテル名の Chillon はレマン湖岸に立つ有名な城である。景勝地を訪れるのはラートゲンの学生時代からの趣味で, 滞日時には軽井沢や京都や北海道に足を伸ばしている。
- (19) ローマ法および民法の教授アウグスト・ウッペローデ (1833-1898) は, 1865年にローマ法の正教授としてマールブルク大学に赴任し, 以後, 法制史を主領域としながら, それにとどまらず広範な研究活動を展開したが, 1898年9月に亡くなった (CdUM 1898/99: 3-6)。
- (20) アルベルト・ナウデ (1858-1896) は, 1893年にマールブルク大学に正教授として迎えられているが, それは学部意向に反したアルトホフの専断人事であった。ナウデとラートゲンとは同僚として親しく交際していたことが, この書簡から窺える。ナウデはシュモラーに師事しており, 新進の歴史学者として期待されていたが, マールブルク着任の3年後に亡くなった (Gundlach 1927: 359)。
- (21) カール・ローベルト・ヴェンク (1854-1927) は, 1891年以来, 歴史学の私講師等としてマールブルク大学に勤務している。
- (22) ハイデルベルク大学特別評議会からの1900年3月14日付報告 (前出) の脇に, アルンスペルガーは短いメモを書き, ラートゲンから正教授就任の諸条件について問い合わせが来ていることを記している (GLA235/3140)。それは, こうしたラートゲンの要求を受けて対応を考えるために書きつけられたものである。
- (23) この確執は, 確認できるかぎり1888年にまでさかのぼることができる。その概要は拙著中に略述しておいた (野崎敏郎 2005: 190-197)。

#### [史料・文献]

- Below, G. v. 1904: Zur Würdigung der historischen Schule der Nationalökonomie. *Zeitschrift für Socialwissenschaft*, 7
- CdUM: *Chronik der Königlich preussischen Universität Marburg*. Marburg: J. A. Koch
- DZA/Rep.92/149/2: Deutsches Zentralarchiv, Rep. 92, Althoff, B. Nr. 149, Bd. 2. Geheimes Staatsarchiv preußischer Kulturbesitz
- GLA76/10018: Grossherzogthum Baden. Ministerium des Kultus und Unterrichts. Universität Heidelberg. Diener. Osthoff, Dr. Hermann. Generallandesarchiv Karlsruhe
- GLA76/10068: Grossherzogthum Baden. Ministerium des Innern. Generalia. Universität Heidelberg. Diener. Stengel, Dr. Adolph, Hermann Theodor. Generallandesarchiv Karlsruhe
- GLA235/2226: Grossherzogthum Baden. Ministerium des Kultus und Unterrichts. Universität Heidelberg. Diener. Lefmann, Dr. phil. Salomon. Generallandesarchiv Karlsruhe
- GLA235/2404: Grossherzogthum Baden. Ministerium des Kultus und Unterrichts. Universität Heidelberg. Diener Dr. Rathgen Karl Friedrich Theodor. Generallandesarchiv Karlsruhe
- Gundlach, F. (hrsg.) 1927: *Catalogus professorum academiae marburgensis; Die akademischen Lehrer der Philipps-Universität in Marburg von 1527 bis 1910*. Marburg: N. G. Elwert
- Hintze, O. 1919: Gustav Schmoller; ein Gedenkblatt. *Forschungen zur brandenburgischen und preußischen Geschichte*, 31
- Honigsheim, P. 1963: Erinnerungen an Max Weber. *Kölner Zeitschrift für Soziologie und Sozialpsychologie*, 15 大林信治訳 1972 『マックス・ウェーバーの思い出』みすず書房
- Jellinek, G. (Hrsg.) 1908: *Gesetze und Verordnungen für die Universität Heidelberg*. Heidelberg: C. Winter
- LB1: Weber, Marianne 1926: *Max Weber; Ein Lebensbild*, 1. Aufl. Tübingen: J. C. B. Mohr (Paul Siebeck)
- LB2: Weber, Marianne 1926/50: *Max Weber; Ein Lebensbild*, 2. Aufl. Heidelberg: Schneider
- Lenger, F. 1994: *Werner Sombart 1863-1941; Eine Biographie*. München: C. H. Beck
- Mitzman, A. 1971: The iron cage; An historical interpretation of Max Weber. New York: Grosset & Dunlap
- MWGI/17: *Max Weber Gesamtausgabe, Abt. I, Bd. 17, Wissenschaft als Beruf 1917/1919 - Politik als Beruf 1919*. Tübingen: J. C. B. Mohr (Paul Siebeck), 1992 尾高邦雄訳 1980 『職業としての学問』岩波書店
- VVG: *Vorlesungsverzeichnis der Grossherzoglich Hessischen Ludwigs-Universität zu Giessen*. Giessen: v. Münchow
- Weber 1898/1990: *Grundriss zu den Vorlesungen über allgemeine („theoretische“) Nationalökonomie*.



Tübingen: J. C. B. Mohr (Paul Siebeck)

長妻廣至 2004『農業をめぐる日本近代——千葉・三井物産・ラートゲン——』日本経済評論社

野崎敏郎 2005『カール・ラートゲンの日本社会論と日独の近代化構造に関する研究』(科研報告書)

【第39号正誤訂正】

60頁上から8行目 誤「というのは、4年後の1900年の人事では順位つき推薦になっており、しかも政府は、思想性等を理由として第1位の候補を忌避しているからである。」→削除

(のざき としろう 公共政策学科)

2006年5月10日受理

